



東地申第5号「東京支社の現業機関における柔軟な働き方の実現について」 **東京支社へ説明申し入れを提出！**

東京地本は、東京支社より「東京支社の現業機関における柔軟な働き方の実現について」の提案を受け、私たちがおかれている待たなしの社会的な構造改革について、組合員と共に議論してきました。

私たちは、待たなしの社会的な構造改革に対して、果敢に挑んでいかななくてはなりません。信義誠実の原則を基本に、労使の真摯な議論を通じて、より良い施策をつくり出さなければなりません。組合員が「安全・健康・ゆとり・働きがい」を実感できる施策とするために、以下の通り50項目の説明申し入れを提出しました(情報では一部省略しています)。

【今施策の目的について】

- ・東京支社における「現業機関における柔軟な働き方」施策の目的を示すこと。
- ・この施策の実施で、安全とサービスレベルが上がる根拠を明らかにすること。
- ・この施策とライフサイクル深度化ならびに新たなジョブローテーションとの整合性を明らかにすること。
- ・ライフサイクル深度化の対象者の取り扱いを明らかにすること。また、担務が変わってジョブローテーションの10年がリセットになるのか具体的に示すこと。

【営業統括センター設立について／他8項目】

- ・「中野」「新宿」「上野」「東京」の各営業統括センターを設立する目的を示すこと。・各営業統括センターの事務所の設置箇所を具体的に示すこと。
- ・各営業統括センターの「出面数」と「社員数」は管理職・主務職・一般職(主任・指導職・係職)に分けて明らかにすること。
- ・各営業統括センターにおける管理職と一般職の相互運用についての考え方を明らかにすること。
- ・本部・本社の議論経過にもある「主たる業務」について、東京支社の考え方を示すこと。
- ・一定の業務に就きながら専門性を深めるスペシャリストと、幅広い知識と経験のもと広い視野をもって複数の業務に就くジェネラリストの考え方について示すこと。
- ・新宿・上野・東京の各営業統括センターの管轄エリアが業務委託駅のみである理由を明らかにすること。
- ・各営業統括センターにおける過半数代表のあり方について示すこと。また、この場合の労働基準監督署への届け出や説明が可能である根拠を明らかにすること。

【中野営業統括センターについて／他4項目】

- ・中野営業統括センターだけが本体運営の駅を複数含む根拠を明らかにすること。
- ・各駅の管理者体制と、各駅に泊まりの管理者を配置するのか明らかにすること。
- ・融合対象となる全社員が運転取扱いの訓練対象になるのかを示すこと。

【運輸職場との「連携」「兼務」について／他2項目】

- ・運輸職場との連携や兼務の内容を具体的に示すこと。

【マネジメントオフィスについて／他4項目】

- ・本社提案にはない、マネジメントオフィス設立の経緯と目的を具体的に示すこと。
- ・マネジメントオフィスで遂行する企画業務の具体的なイメージを明らかにすること。
- ・支社からマネジメントオフィスに移管する具体的な機関(部署)を明らかにすること。

【地区指導センターの廃止について／他1項目】

- ・既存の5地区を廃止し、新たに3地区とする根拠を明らかにすること。
- ・新地区発足にあたり、東京・新宿・上野にした根拠と、その境界となった根拠を明らかにすること。

【今後の展望について／他3項目】

今後も、統括センターや営業統括センターの設立が拡大していくのか、東京支社の考え方を具体的に示すこと。

【その他／他2項目】

- ・統括センター・営業統括センター化によって、今までの運転成績・安全成績の取り扱いはどのようになるのか明らかにすること。また、主たる業務を指定されなかった場合の個人の運転無事故表彰の計算について明らかにすること。
- ・制服着用の柔軟化について具体的に示すこと。
- ・本施策によって早期出向が発生するのか明らかにすること。その場合、3年で本体に復帰させるのか明らかにすること。

施策の疑問を解消し、精力的に説明交渉を進めます！！